

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年7月8日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	家 令 和 典	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	井 筒 径 子	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	日下部 優 香	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	早 田 祐 介	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	内 藤 太 郎	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	松 本 舜	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1 番	女
裁判員経験者	2 番	男
裁判員経験者	3 番	男
裁判員経験者	4 番	男
補充裁判員経験者	5 番	男
補充裁判員経験者	6 番	男
補充裁判員経験者	7 番	男
補充裁判員経験者	8 番	男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは、時間になりましたので、ただいまより「裁判員経験者の意見交換会」を始めさせていただきます。

私は千葉地裁の刑事5部、裁判官、裁判長をしております家令と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、裁判員もしくは補充裁判員をお務めになった8名の方においでいただいております。

私自身は現在裁判官としては23年目になります。裁判員裁判としては、千葉でこの1月から裁判長をやっておりますけれども、その前3年間横浜地方裁判所におりました。そこでもおよそ3年間裁判員裁判を経験してまいりました。経験した件数としては、おおよそ30件ぐらいではないかと記憶しております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、検察官のほうから簡単に自己紹介をお願いします。

【早田検察官】 検事の早田と申します。この4月から公判を担当する部署になりまして、4月以降現在まで4件、裁判員裁判を担当しております。よろしくお願いいたします。

【司会者】 今度は、弁護士のほうからお願いします。

【内藤弁護士】 弁護士の内藤太郎と申します。よろしくお願いいたします。弁護士の経験としては、およそ七、八年程度で、裁判員裁判を担当した経験は、正確には数えてないのですが、十数件ほど担当させていただいております。このような場に出させていただくのは初めてでして、ちょっと勝手が分からない所もあるのですが、評議の内容についてはお話ができないということで伺っておりますが、そこまでいかないけれども、ぎりぎりの所までお話しいただければ非常に参考になりますので、よろしくお願いいたします。

【松本弁護士】 弁護士の松本舜と申します。私は今、弁護士5年目です。経験した裁判員裁判は、合計で2件やっております。こういう話を聞ける貴重な機会

すので、弁護活動について、裁判員の皆様が感じられた感想なんかを率直にお伺いしたいと思って今日やってまいりました。よろしくお願ひいたします。

【司会者】 では、裁判官お願ひします。

【井筒裁判官】 井筒と申します。刑事5部の右陪席をしております。よろしくお願ひいたします。経験としましては、今年で17年目になります。千葉は2年目ということになります。今まで経験した裁判員裁判は、40件を超えますけれども、今日も皆さんのお話を伺って、今後のよい裁判につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【日下部裁判官】 裁判官の日下部と申します。刑事5部で左陪席をしております。私は裁判官になって2年目で、今まで20件ぐらいの裁判員裁判を経験させていただきました。こちらにいらっしゃる方の何名かとも御一緒させていただいたような記憶でおります。今日は皆様の率直なお話を伺って、よりよい裁判の実現に向けて勉強させていただければと思います。よろしくお願ひします。

【司会者】 日下部裁判官が唯一、今日お見えの何人かの方の事件に現に関与したという経験を持っているのですが、他の方々はいずれも、具体的にいずれかの事件で一緒に関与したという訳ではないということです。それを前提でお話をさせていただきたいと思います。

それでは本日ですが、まず最初に、それぞれの皆様から、どういう事件の裁判員を務められたかという事件の内容と、裁判員を務められたことに対する簡単な感想をお一人ずつ述べていただいて、その話を前提にしつつ、その後、審理全体について、どういう点が分かりやすかったか、分かりにくかったかというようなことを中心にお話をさせていただきたいと思います。ここが本日の中心になります。

最後に、これから裁判員ないし補充裁判員をお務めになる方々に対してメッセージがあれば、御経験者としてのお話を伺いたいというふうに考えています。

それでは早速ですが、1番の方から、どういう事件を担当されたかということからお話し願えますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

【1番】 覚せい剤取締法違反，関税法違反で外国人が捕まったという案件で裁判員として審理に臨みました。

審理が進むにつれて，皆様検察官の態度とか弁護人の説明とか，あとは証人尋問とか，外国人だったので通訳の方がつきまして，通訳の人もちょうんと私たちの質問したことをちゃんと伝えてくれているかどうか，その人がちゃんと答えられているか，そういうのをちょっと観察しておりました。でも，完璧かどうか分かりませんがきちっとやっておき，皆さんそれぞれ職務に徹して仕事をしていらっしゃると感じました。

あと，いろいろ法律の言葉ですか，分からない言葉が出てきても裁判官の方がよく説明してくださったので，理解してどんどん審理を進めていきました。

感じたことは，いろいろな，いかなる事案に立ち向かって，もし自分が加害者になってしまったらどうなんだろうとか，もし自分が被害者になったらこの裁判はどのように裁かれるのだろうかと思って，両方の立場に身をおいて試行錯誤しながら判断して，裁判を見守っていきました。これは他人事ではない，いつ自分の身に降りかかるかもしれないと，裁判が終わるまでずっと思っていました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では，2番の方お願いします。

【2番】 私も，覚せい剤取締法違反，関税法違反の事件でした。

それで，法廷で弁護士さんとか検事さんとかの説明が，はっきり言ってよく分からんというのがありましたけれども，裁判長から，はっきりゆっくり説明していただいたので，理解することができたと思っております。

同じ事件でも運び屋の場合と自分が仕組んでやったのとで罪は同じなのか質問したときに，法的には同じに考えてもらわないとだめである，ということをおっしゃったけれども，それについては，法的なことを教えてもらってそういうことも理解できました。

【司会者】 どうもありがとうございました。

それでは3番の方、お願いいたします。

【3番】 私も同じく、覚せい剤取締法違反、関税法違反の外国人の事件を経験させていただきました。

正直、傷害致死とか大変なことに携わる可能性もあると聞いたものですから、そういう、血を見なくて済むというか、また、外国人の方でもありましたので、ちょっと安心感も感じさせていただき、正直な所、この事件の内容に関してはほっとしました。

覚せい剤というのは、自分とは関係のない世界と思っていたのですけれども、聞く所によりますと、海外では非常に多いということを今回のことで教わりまして、自分の生きる世界にとって身近なことだという認識を、改めてさせていただきました。いい勉強の機会だと思います。

私、法律とか裁判とかのそういう世界と全く違う所で生きてきた人間ですので、普通の人間でも務まるのかなと心配していたのですけれども、何とか普通の人でも務まる、そういう普通の感覚でもやっていけるような世界だなということを、ある意味意外に感じました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは4番の方、お願いします。

【4番】 私が担当したのは、住居侵入、強盗殺人未遂事件だったのですけれども、窃盗目的で侵入して、発見されて、車で逃げようとしたら車にしがみついて、そのまま2.8キロしがみついたまま逃走して、どこかで振り落として、被害者に後遺症が残ったと。

一番の争点は、中止行為をしたかどうかということが問題になったのですけれども、私も中止行為うんぬんというのは初めて聞いたことなので、これをどういうふうに判断したらいいのかということで、実際は振り落としたときの、要するにその様子を見た者が全くいない、目撃者がいないという中でどういう判断を下すかという、その辺のことが中心だったのですけれども。中止行為という、それをどう判断

するか非常に興味があったのですが、いろいろ裁判長とか裁判官の方々の意見や、過去の事例とかそういったもので、こうなんですよという形で比較的分かりやすかった。

被害者には申し訳ないのですけれども、事件そのものはそんなに難しいことじゃなくて、非常に分かりやすかったというのが私の感想です。

それから、審理を進めていく中で感じたのは、どうしても被告人を敵視するといふか、被害者の擁護、その感覚がすごく出てきちゃうんですね。だから、実際に見て、被告人は何でこんなことをしたのかと、すごく被告人の立場に立つというのが難しく、どうしても何か被害者擁護の形が強くなっちゃうので、その辺が平等な目線に立ちにくいなというのを非常に感じました。あと、どうしても進めていく上で、高い位置に我々がいるので、どうしても何か上から目線といふか、我々が裁くんだと、そんな感覚がすごく強くなってしまって、何か自分が偉いんだというような感覚にどうしても陥りやすい点があると。どこかの国では、同じ目線で裁判をやっていたような気がするので、そういうことも考えたらいいのかなという、そういう感じがしました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、5番の方をお願いします。

【5番】 危険運転致死、覚せい剤取締法違反ということでしたが、とにかく現場が近くの所だったもので、ああこんな所で交通事故を起こしたのかとか、やはり覚せい剤というのが、この人はどうしてそんなことをやったのかなとか、それがなかったら起こらなかったのになとか、そんなふうに考えたりもしていて、自分がちゃんと身を正してやっていかないといけないのかな、そんなふうなことを経験した次第です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、6番の方をお願いします。

【6番】 私が担当いたしましたのは、千葉県銚子にあります日本の水産会社

に中国人が使用人として採用されてきて、従業員同士が非常に仲が悪くて、たまたま本件の被告人になった者と、それからこの中国人が特に悪かったという点もあろうかと思うのですけれども、相当な紛争が起きて、日本人の従業員が結果的には殺してしまったという事件でした。

私は、この被告の量刑をどうするのが妥当かということ以前に、何でこのようなことが起きてしまったのだろうと思いました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、7番の方どうぞ。

【7番】 私が担当した事件は、住居侵入とそれに伴う強盗強姦事件です。

実はこれ、この事件は、僕は昨年裁判をしたのですけれども、もともとの事件はもっとそれよりも6年前の話なのです。加害者の方が反省していると自分で言っているのですが、実は捕まったのが別の痴漢の事件でして、その事件で多分指紋等で6年前の事件が発覚して、それを裁判したということになったのですが、非常にちょっと幼稚な感じの加害者で、漫画を読んでその通りにしてしまうみたいなことがあります。それとお酒をかなり大量に飲んでまして、そういうことから事件を起こした訳です。この人物に関しては、非常に、もう既に罪を認めていまして、この裁判自体は量刑を決めるだけの裁判のような気がしました。この強盗強姦事件の特異的な所は、実は被害者の女性が参加した所です。被告人に対してはちゃんと本当に更生してほしいと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

では、8番の方お願いします。

【8番】 私は、傷害致死と覚せい剤取締法違反の案件で参加させていただきました。

このときの争点は、暴行と死亡の因果関係ということで、同居している男女間の暴力と、あと、お互いに覚せい剤を常用していたのか時々使っていたのか分かりませんが、そういう環境にある人たちの間で起こった暴行が死亡につながったかどうか

かという所で、被告人側は暴行はしましたと。ただし、亡くなったのは暴行のせいじゃなくて、亡くなられた方が使っていた薬が影響していますというような感じで主張しておりまして、ただ、お医者さんとかの鑑定結果が、暴行からくる肺炎だか敗血症だかで亡くなっていますというようなこと、ここが争点になっておりました。

そういう裁判をやっていて、死亡された方の写真とかが出てきて、長期間の暴行だったもので、亡くなられた方、ほとんどミイラなのか直前まで生きていたのか分からないぐらい細くなっていて、あちこちあざだらけで、もうぼろぼろというような状況でした。

全体の感想なのですけれども、この裁判員制度というのは一定の事件以上になると全てが対象になるんですか。

【司会者】 一定の予定されている種類の事件については、よほどの例外事由がない限りは全部裁判員裁判になるという。

【8番】 全てはやらなくてもいいんじゃないかなと思っています。理由は、結構、多分素人の我々に説明するのは、検察側も弁護側もちょっと普段より手間になっているんじゃないかなということの説明を聞きながらすごく感じてまして、そういう所で少しロスが多いような気がして。ただ、専門家だけだとちょっと一般の人と意見がずれるんじゃないかということで始まっている制度だと思うのですけれども、そうであるならば、ある一定の割合で抽出してやってもいいんじゃないかなと感じました。

もう一つは、素人が裁く側に加わると、どうしてもプレゼンテーションが上手か下手かというものに若干流されやすいような気がして、弁護側がすごくうまく説明するとそっちにちょっと引っ張られちゃったり、検察側がすごく力強く説明すると、やはりそうかななんて思っちゃったりして、ちょっとぶれやすいなと思ったので、その辺は全ての事件を対象にすることが今後どのように影響してくるのかなというふうなことをちょっと疑問に思っております。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、順次議論を進めていきたいと思いますが、今からまず主に審理の内容等について、当事者の活動はどうだったかという観点からお話を伺っていきます。

一応、話題事項ということでは、検察官、弁護人の説明が分かりやすかったかどうか。法廷での活動で印象に残っている点はどうかという点ですね。あと、証拠調べの内容とか量、調べるタイミングとかがどうだったか。言葉が難しくなかったか。事件そのものになじみがなくて、理解が難しかったかどうかというような点などを議論していきたいと思いますが、必ずしもこの項目の順番にきちんと進んでいなくても、そのとき出た話題に沿って御意見いただきたいというふうに思っております。

まず手始めに、先ほどどなたかのお話の中で、後から裁判官が説明してくれたことによってよく理解ができたというような趣旨の御発言もあったかと思いますが、裁判員裁判、基本的には裁判官が後から補足的な説明をしなくても法廷で検察官、弁護人が展開する主張や証拠調べによって十分理解できてなければいけないという建前でこの制度進んでいるのですね。そういう観点から、まず、法廷での活動が分かりやすかったかどうかという点をまず伺ってきたいと思います。個々、裁判員裁判の実際の場合でも裁判官から説明があったかと思いますが、法廷では双方の当事者が主張する部分、それぞれの言い分を明らかにする部分と、証拠を調べる部分に大きく分かれているという説明がされたと思います。

主張というのは、この裁判の一番最初に検察官が冒頭陳述、これから証拠によりこういうことを証明していきますというものがあって、弁護人もそれに対して、被告人としてはこういう立証をしていくつもりであるという最初の主張をされて、あとはずっと証拠調べがあって、最後に検察官としてはこれまでの証拠調べの結果でこういうことが証明できたかと思いますがというプレゼンテーションをして、それに対して弁護人としてはこういう事実を立証できた、もしくはこういう事実は検察官に立証できていないはずだ、というような主張がされたと思います。

そういう主張の部分と、その間に行われる証拠調べ、それぞれの内容について当

事者の活動が理解しやすかったかどうか、この観点から少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

順不同ではありますが、まず1番の方、そのような観点からは、検察官、弁護人の活動についてどういう印象をお持ちになったのでしょうか。

【1番】 印象ですか。

【司会者】 記憶していること、一番最初に頭に浮かぶことで結構ですので、何かおっしゃっていただけますか。この辺がすごくよかったとか、この辺がちょっと理解しにくくて困ったとか、そういう点があればお話しいただければと思います。

【1番】 検察官の人は、私の最初の頭では、検察官はこの人を絶対罪に落としやるぞっていう意気込みで立ち向かっていっているのかな、という考えで最初冒頭陳述を聞きましたけれど、冷静になって考えてみれば、こういうことでこうだからこうなるという説明をしていたので、なるほどなと思いました。

あと、弁護人は、被告を少しでも罪を軽くして助けようという気持ちで主張しているんだなということで最初聞きましたけれども、やはり内容を聞いていくと、弁護士さんはこういう弁護の仕方をするんだなという、そういうふうに感じました。

【司会者】 ちなみに、1番の方が担当された事件については、法律用語としては、「緊急避難」という言葉が出てましたでしょうか。

【1番】 そうなんです。

【司会者】 その意味は、法廷で双方がされた説明によって理解できましたでしょうか。

【1番】 できました。例を挙げてくださって、この人が、犯人が脅迫されているから自分はできなかつたって言っていましたけれども、「緊急避難」という言葉があつて、自分がそういう身に置かれているならば早く助けを呼ぶことができたのではないかというチャンスが何箇所かあつたときに、そのチャンスをみんな逃して緊急避難をしなかつたということで、それは認められないという判決になりました。

【司会者】 緊急避難の主張自体はこれは弁護人から出ておる訳ですね。

【1番】 初めて知りました。

【司会者】 結果的にそれが認められるかどうかという問題ではなくて、その法律用語の説明だとか主張している内容自体について、法廷での説明でよく理解できましたでしょうか。

【1番】 理解できました。

【司会者】 そうですか。どうもありがとうございます。

それでは、そういう観点で、法律のもしくは事実関係のほうで争いがあった事件について、まずちょっと伺っていきたくと思いますが、では3番の方、これは覚せい剤が何に入っていたのですか。

【3番】 私のはスーツケースですね。恐らく隠しこんであったんですね。それを本人は知らなかったんです。いつの間にか入っていたというように言ってますね。それで、ここにも書いてあるのですけれども、密輸を認識していたかどうかということでありました。

【司会者】 問題点としては、覚せい剤密輸入の故意ということでしたか。

【3番】 そうですね。

【司会者】 この点について、法廷ではどのような説明がされたかということの御記憶がありますでしょうか。

【3番】 検察官のほうからも弁護人のほうからも、それぞれもちろん一生懸命よく理解できる説明をされていたと思います。あと、印象に残っているのは、検察官の方も弁護人の方も、私どものほうをよく見てというか、裁判官より私たち裁判員のほうを非常によく見て話をされたのが印象的だったですね。

【司会者】 例えば、弁護人の方が自分の席でお話しされたり、それから場合によっては前に出てこられてプレゼンテーションされる場合もあると思うのですが、そのときはどちらだったのですか。要するに今、弁護人席、検察官席があるとした場合に、例えば検察官や弁護人が自分の席から離れて、目の前の証言台のあたりに立って話をされるというケースもあると思うのですが、そのときはそういうことを

されてましたでしょうか。

【3番】 どちら側も、時々立っておられた。

【司会者】 立つのは多分立つと思うのですが、更に中に入ってというような形でのプレゼンテーションはされていたかどうか御記憶にありますか。

【3番】 そうですね。何度か弁護人が出て来ていました。

【司会者】 分かりました。

弁護人の立ち位置で、自分の席ではなくて目の前まで来られていろいろ話をされたというケースを御経験になった方、おられますか。

【4番】 ありました。

【司会者】 どういう状態だったか、ちょっとお話ししてくださいますか。

【4番】 この案件は圧倒的に弁護士が不利な案件で、どういうふうに弁護士が擁護するのかなということに非常に興味を持っていたのですが、弁護士の方は二人の弁護士で、主に若い方がやって、立たれて前まで来て、歩きながら説明していたのですけれども、はっきり言うとちょっとむなしかった。

【司会者】 要するに、事案の内容が。

【4番】 そうですね。そういうふうに一生懸命やってたんですけども、余りこっちは伝わらなかった。

【司会者】 それは内容の問題ですね。

【4番】 そうです。

【司会者】 それはそれとして、目の前に出て来られて、やはり皆さんのほうに視線を向けながら話をされるのですよね。そういうこと自体はどうだったですか。分かりやすかったとか、それとも、席にいていただいても余り変わらなかったという感じなのか。

【4番】 だから、自分がそういうふうに盛り上がってきてやるんだったらいいのですけれども、始めからそういう意図が何か見え見えだったみたいで。逆に余り好意は持てなかったですね。スタンドプレーになっちゃってた。

【司会者】 要するに、内容的にはもう御自身のほうの印象があって、余りいろいろな方法でやられても変わらないというような感じだったということですね。

他の方は、そういうのはありましたか。大体席で立ってやっておられたのが多かったのでしょうかね。

では次に、4番の方は中止犯という問題があったということなのですが、これも弁護人が主張されていたと思うのですが、その内容自体については、法廷での説明で何を主張したいかという点について御理解できましたか。

【4番】 分かりました。

【司会者】 そうですか。

【4番】 要は、車につかまっけていて最後に落ちたと。被告人のほうは、車が止まって被害者が勝手に落ちたということだったのですけれども、それが本当なのか。あるいは、頭蓋骨骨折なんかしていて、そういうような状況からそんな中止したなんて考えられないという、それをどういうふうに判断するかということなんですけれども、その中止行為自体がどういうものだったかということは、非常によく分かりました。

【司会者】 そうすると、事実認定のほうはともかく、その前段としてどういう主張をされているかということについては、法廷での説明で十分に理解できたということですね。

【4番】 はい。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、あと難しい判断があったのは8番の方の暴行と死亡の因果関係ということなのですが、まず、何を判断しなければいけないかという、因果関係ということ自体についての御理解は、法廷での当事者の説明でお分かりになりましたでしょうか。

【8番】 はい、そうですね。弁護側は暴行が主原因じゃないと。ただ、検察側が言うのは、暴行から肺炎になって亡くなっているので暴行が主原因だと。それで、

今回のポイントがどこにあるかについては、初めに裁判長の方が何か御説明されたような。

【司会者】 それは、評議に入ってからということですかね。

【8番】 そうですね。それで、多分ここが争点なんだなとみんなが認識していましたので、説明としては分かりやすかったです。

【司会者】 そうすると、当事者が冒頭でそれぞれ述べますよね、冒頭陳述というのを。そこで、因果関係というのが争点だというのが出てきたと思うのですけれども、要するに当事者が法廷で述べたことだけで理解ができたのか、その後の裁判官の説明が加えられて初めて分かったのかという点はいかがでしょうか。

【8番】 そうですね。当事者同士の冒頭の説明ですとお互い全く違うことを言い合うじゃないですか。弁護側は、こういう理由で亡くなってしまったんだと思います、薬物を使っていたので亡くなられたのはそれが原因ですと。一方で、検察側は暴行ですというふうに、話が全くかみ合わないことをお互いに言い合っているのです、それだけを聞くと正直何を言っているのか分からないという所でした。その後になってここが争点ですと言われて、ああそういうことですかというふうに理解したと思います。

【司会者】 分かりました。どうもありがとうございます。

他の方の中で、法廷ではよく分からなくて、裁判官から説明されてやっとこういう所が分かったというような経験された方、いらっしゃいますでしょうか。

先ほど2番の方がそういった趣旨のお話をちょっとされていたと思いますけれども。

【2番】 全然分からなかったという訳ではないですけれども、やはり全部始まりから終わりまでのその内容に納得ができなかったというのもありますので、それを詳しく裁判官の方には教えてもらったのですけれどもね。それで、やはりさっきも話出ていたように、検事の方と弁護士さんの言うことが、芝居でやっているみたいでまるっきり違うんですよね。だから、一般の人からすると、同じ道の勉強をし

てきた中で、やはり立場上こういうふうになるのかなと思われるような駆け引きがあるんですよね。ただ、全然言っていることが飲み込めない件があったから、遠慮なく裁判長の方にしつこく聞いて、自分なりに納得してやった訳で、全然分からなかった訳ではないですね。

【司会者】 はい、分かりました。

では、ただいま御発言いただかなかった方の中で、要するに法廷で行われたことだけではこういう点が分かりにくかったということがあれば伺いたいと思いますけれども、5番の方いかがでしょうか。法廷で行われていることが、後から説明を受けなければ分からなかったというような点がありましたか。危険運転致死というのが、なかなか我々でも難しいんですけどその犯罪、どういう犯罪なのかというのが難しいのですけれども、それ自体は大体法廷での説明でお分かりになりましたですか。

【5番】 はい、もう実際、自分も車を運転しているものですから、信号無視で人をひいちゃったというのは。

【司会者】 殊更に無視したということですよ。単に見落としたということではなくて、もう赤なら赤でもいいやという感じで突っ切ったという、それ自体はそんなに難しくなかったですか。

【5番】 はい。あと、逃げられるからやっちゃうのかなっていう、実際被害者の方は亡くなられたものですから、被告人にも話を聞いて、本人も反省しているという形だったのですけれども。

【司会者】 そうすると、事件の内容自体は双方の活動を含めて、そんなに難しい点はなかったということですか。

【5番】 はい。

【司会者】 どうもありがとうございました。

それでは、6番の方、先ほど銚子の事件ですけれども、法廷で行われた活動で、何を双方が主張したいと思っていたかとか、そこに出てくる要望とかを含めて、当

事者の説明だけで理解ができたのか、裁判官の補足が必要だったかという点ですけれども。

【6番】 そうですね、今の裁判長の質問に対するいい答えにはならないと思うのですけれども、一番大きかったのは、事件の原因を裁判長が私に説明してくれてクリアになったということが一番大きな点でした。法廷では、全然誰もそういったことは発言しませんでしたから。後で部屋に帰ってから裁判長の説明で随分クリアになりました。

【司会者】 それは、要するに現状理解ということから、一般論として理解していただくための補足説明だったということなんですね。

それとは別に、法廷で行われている双方の主張の応酬について、特にここが分かりにくかったとかいう御記憶は余りないですか。

【6番】 少なからず、ちょっと聞き取れないことが結構ありました。

【司会者】 それは、声が大きい小さいという意味合いですか。

【6番】 そうですね。私が補充だったものですから、多少後ろの席で。

【司会者】 そうすると、基本的には大きい声ではっきりと述べてもらわないと分からないと。それは基本的なことだと思いますが、非常に大事なことだと思います。

それでは、7番の方、何か御記憶の点があれば。

【7番】 今回の事件はもう罪を認めているので、加害者の方が。検察官にはなるべく重くしろみたいな雰囲気もあり、弁護人は軽くしてやってくれという雰囲気があり、という所が見えている主張だったんですよね。

分かりにくかった点で言えば、下見をしているとか、事件の前に何かをしているということがあったのですけれども、その辺のことは余り検察官は触れなかったような気がするんですよね。それは後から付け足しで分かってその肉付けをしていったというような感じを覚えているので、その最初の冒頭陳述というか、検察官と弁護人の間で話した内容には、何かその辺触れていなかったような気がしていたのだ

けど、触れてましたかね。よく覚えてない。

【司会者】 それは、いずれにしても証拠調べではそういうことが明らかになってきたと。

【7番】 そうですね。

【司会者】 多分それが最初には述べられてなかったということなんですね。

【7番】 そうですね。もう一つ特徴的だったのは、最後にまた弁護人がお話しするときに、加害者である君のそういう所が悪いんだよと、たしなめた所があって、その辺が非常に強烈に印象に残ってます。

【司会者】 それは、分かりやすいとか分かりにくいという問題とはちょっと離れますけれども、弁護人が弁護人の立場で被告人に説教するという所は、好感が持てたということですか。

【7番】 そうですね。裁判長も説教してましたけれども、今回はみんなで説教していて、君ちょっと軽く考えすぎだよというような感じの裁判でした。

【司会者】 いずれにしても、争いがなくて認めているという事件なので、そういう意味では、そういうお説教がしやすい事件だったのですね。

【7番】 そうですね。事件自体も分かりやすかったです。

【司会者】 今、基本的には主張レベルでの分かりやすさのお話を伺おうとしている所なのですが、それぞれ当事者の立場から、何かこの際、裁判員、補充裁判員経験者の方にお聞きになりたいということありますか。弁護人のサイドから何かありますか。

【松本弁護士】 4番の方にお聞きしたいのですが、先ほど何か弁護人が歩きながら自分の主張を述べていたという、そういうことですが、ちょっとイメージがなかなかつかみづらかったのですが、法廷の中を歩いたということなのですか。

【4番】 通常、我々から見て左のほうに弁護士の方が二人いて、一人の若い人が机の所から出て、我々の前のちょっと空いたスペースまで出てきて、立って説明

をした。

【松本弁護士】 話しているときは、前で皆さんの顔を見ながら、歩きながらという訳ではなく。

【4番】 いや、歩きながらですよ。歩きながらというか、机の所から出て話したんですよ。

【松本弁護士】 出てきた後はずっと立ったままだったのか、その後もいろいろ動きながらしゃべっていたのかという。

【4番】 そんなにぐるぐるは動き回らないですけど、通常は机で立ったままそこで弁護するじゃないですか。そうじゃなくて、一步机の前に出たということです。

【松本弁護士】 よく分かりました。

【内藤弁護士】 それは、証人尋問や被告人質問の際にそのような形で歩き回っていたのか、それとも何か意見を言う弁論とか冒頭陳述のときにそういう形をしたのかと覚えてらっしゃいますか。

【4番】 冒頭じゃなくて、途中です。

【内藤弁護士】 例えば、証人に尋問をする証人尋問のときであったり、被告人に質問する被告人質問で、弁護人が証言台の前に立っている、あるいは座っている人に対して質問をする訳なんですけど、その弁護人が質問する際に、歩きながら裁判員の方の顔を見ながら質問をしていた、ということなのですかね。

【4番】 質問じゃなかったですね。

【内藤弁護士】 そうすると、意見を述べる時のような形で。時期としては最後のほうですか。

【4番】 途中だったと思います。

【内藤弁護士】 途中で、何か弁護人の意見を言いますというときに歩き回っている形だったということですかね。

【4番】 歩き回ってはいないですね。

【内藤弁護士】 歩き回ってはいない、了解しました。

【松本弁護士】 弁護人が自分の席で、皆さんの顔を見ながら話すよりも、真ん中に立って皆さんの顔を見ながら言うのと、説得力という点で違いはありますか。率直な感想で構わないのですけれども。

【司会者】 経験された方が4番の方だけでしょうけれども、もうちょっと思い出していただいて。あと、他の方もあれば。

【4番】 さっき言ったように、いろいろ述べているうちにすごく気分が高揚してきてからやるんだったら分かるんですけどね。ただ、何か初めからスタンドプレーみたいでして、映画の弁護士みたいに訴えるというのは、ある意味、私はこの案件に関してはちょっとマイナスだったような気が。

【司会者】 裁判官のお二人は、前に出てくるというのを多分見ていると思いますが。

【井筒裁判官】 私はあります。

【司会者】 そのことについて、裁判員を経験された方から、評判か何か聞かれた記憶はありますか。

【井筒裁判官】 裁判員だけではなくて、裁判官もそうですけれども、前に出てこられて目を合わせるように話をされると、こちらも例えば手元に資料が配られると思うのですけれども、そちらを見ているよりは、まず話を聞いてみようかなという気持ちになるかなと。どういう効果があるのかというのはちょっと分かりませんが、よく聞こうかなという気持ちになりましたというのは、私も感じたこともありますけれども、裁判員の方でもそういう感想をおっしゃった方はおられましたね。

【日下部裁判官】 そうですね、私も何件か見たことありますけれども、やはり映画みたいという発言も先ほどありましたけど、インパクトがそういう活動にはあるのかなと思いました。ただ、説得力という所になると、中身と密接に関わることなので、やり方がこうだから説得力があるとは一概には言えないのかな、というような感想ですけれども持っています。

【司会者】 弁護人の立場で何か聞きたいことありますか。大丈夫ですか。後ほどまたお時間とりたいと思います。

検察官から、何かお尋ねになることはありますか。

【早田検察官】 今までのお話の中で、弁護側と検察側が食い違っている、当然争点のある事件は食い違っていると思うのですが、争点の所に関して違う主張をしていて、その主張の対立が分かりづらいという方が何人かいたと思うのですが、食い違っていて分かりづらいという方はいましたか。ここは争点なのだけれども、何か言っていることがそれぞれ真っ向から対立しているというよりも、微妙に違うことを言っているようで分かりづらいつか、そういう方はいますか。

【司会者】 要するに、違うと言っているけれども、何が違っていて、どこを自分たちが判断しなきゃいけないのか、というような所がはっきりしなかったというような印象を持たれた方はいらっしゃいますか。これは刑の点も含めてで結構ですけれども。

【6番】 私の場合は、当然、双方の意見が食い違っている、人間性、被告と加害者の問題について。被害者のほうは非常にいい人間だったという主張があり、一方で起訴されているほうは、それほど、その会社の社長も含めて、あるいは一緒にいた従業員も含めて、もっともっと何か弁護をしてやる方策がなかったのかというような感じは非常に持ちました。

【司会者】 それと、分かりにくかったというか、もうちょっと背景にあるものについて、もうちょっと表に出して、材料を表に出して、判断材料をもっと与えてほしかったというようなことですかね。

【6番】 そうですね。社長が書いた紙を読みながら、加害者についてはもちろんこういう人間だというような説明がありましたけれども、もっと他の傍証が出てこないんですね。それが非常に不思議な感じを受けました。

【司会者】 分かりました。

他に、今検察官が御質問になったような点について思い当たることがあるという

方いらっしゃるでしょうか。

【早田検察官】 例えば、検察官はこういう事実があったと主張していて、これに対して弁護人があったともなかったとも、例えば主張しない場合ってよくあると思うのですが、その逆も多分あると思うんですね。それは、検察官はこう言っている、弁護人がどう言っているか分からない、逆に弁護人はこう言っていて、それについて検察官は言及していない、どう考えても分からない、というような疑問を持たれた方というのはいないかというのが先ほどの趣旨です。

【司会者】 そうすると、検察官の主張に対して弁護人がはっきりしたストーリーを立てる訳じゃなくて、ということですか。

【早田検察官】 そういう場合もあるでしょうし、弁護人が主張していることに対し、こちらが真正面に答える、それはいろいろな理由があると思うのですが、余り重要視していないかなという理由であったり、それについては答えないという場合もあると思うのです。

【司会者】 双方が言い放しの部分が幾つかあって、がちっと言い分がぶつかっていないというような御趣旨かと思うのですが、そういう点をお感じになった方はおいでですか。

3番の方、何かありませんか。今のを聞いていて。大丈夫ですか。

【3番】 ちゃんと双方ががちり言い合っていたと思います。

【司会者】 そうですね。他に、今、検察官がお考えになっているような。裁判所のほうからでも何か思い当たれば。特にないですか。いろいろと具体的に個別に聞くといろいろとあると思うのですが、この点は、ではちょっとまた。

およそ1時間経ちましたので、ここで2時40分まで休憩にさせていただきます。この後は証拠調べに入ります。しばらく御休息ください。

(休憩)

【司会者】 皆さんにもう一度思い返していただいて、当事者の言い分とかで段々記憶が薄れているというのもあると思いますが、当事者の言い分、こういう点

が説明が足りなかったなどか、逆にこういう説明があつてよかつたなというような御記憶があれば伺いたいと思います。

それでは、少し話を進めさせていただきたいと思いますが、外国人の事件ということで、ちょっと伺いたいと思います。となると、必然的に1番、2番、3番の方の話になるのですけれども、なおかつこれは覚せい剤の密輸ですかね。争われたケースについては、一番最初の方は緊急避難、2番目の方は量刑、それから3番目の方はスーツケースの中に仕掛けがあつた、というようなことなのですけれども、外国人だということで、何か理解しにくかつたというような点はありましたでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。この事件は、ドイツ人ですね。

【1番】 外国人であるがゆえに、日本人と習慣が違ふとかということですか。

【司会者】 ということも含めて、要するに日本人じゃないという、外国人でまた通訳が入るといふようなことから、事件そのものについての理解も難しかつたといふようなことがおありだつたでしょうか。

【1番】 説明は、はっきり事前に裁判長からありました。ただ、外国から日本という未知の国に来てこういう犯罪を犯してしまつて、日本の法律の中で裁判が行われるということになつて、少しかわいそうだなとか、不安に思ふだらうな、といふ気持ちは常にありました。まして、その人が小さい子どもを本国に残したとかいろいろのことを言つてゐるから、刑を決めるときにはもうちょっと軽くしてあげたらとか、同情心が起きましたけれども。

【司会者】 外国人だということで、要するに異国の地で気の毒だなといふ気持ちはしたけれども、事件の中身が外国人になるということで、特に理解しにくいといふような点はなかつたですかね。

【1番】 はい。その点はなかつたです。

【司会者】 では2番の方、お願いします。

【2番】 私も、日本人とか外国人ということでは、全然差別はしちやいけないつて自分に言い聞かせておりました。やはり、容疑者のとつた態度がどうなのかと

いうことを、私は一番重要視した訳ですよ。被告人は反省しているようで、取り調べ中の写真とか捕まったときの写真とかを見たら、何か信用する面がありましたけど、外国人だからどうのこうのということは、全然考えておりませんでした。

【司会者】 そうすると、その外国の方は、法廷では反省しているような趣旨のことを言っていたのですね。

【2番】 はい。何か、裁判員がどういう人なのかによって刑が変わるような気もしております。

【司会者】 はい。ありがとうございます。

3番の方はどうでしょうか。3番の方は、米国籍とナイジェリア籍両方持っている方だったのですかね。

【3番】 そうですね。ちょっと変わった方でした。

【司会者】 外国人だということでも分かりにくかったとか、例えば、その国の国民性が分からないとか、国情が分からないということで、事件の内容そのものとか被告人の考えていることが分かりにくかった、というようなことをお感じになった点がありましたら。

【3番】 そこまでは、ちょっと考えてなかった気がします。通訳の方にどんどん訳してもらって、内容自身は非常に分かりやすかったと思っています。

【司会者】 3番の方については、税関の職員が証人で出られたのでしょうか。

【3番】 はい。出てました。

【司会者】 その証人尋問の内容自体は、特に分かりにくいという点はなかったですか。

【3番】 聞いている分には、分かりますけど。

【司会者】 税関での様子がどんな感じで、どういう点について話をしていたか、そういうことが、聞いている間に特に途中で分からなくなったとか、そういうふうになった御記憶はないですか。

【3番】 その点はないですね。

【司会者】 ありがとうございます。

通訳の方は、それぞれ上手に通訳されていたという感じでしょうか。3人とも。

【1番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、証人尋問の関係では、ちょっと難しい証言が出てきたのではないかなと思われる事件があるのですが、4番の方は、車から被害者の方が転げ落ちて亡くなったというケースで、お医者さんが来られてましたか。

【4番】 はい。

【司会者】 その方の証言というのは、いかがだったでしょうか。

【4番】 私が非常に迷ったのは、片方は医者で、もう片方も何か医者みたいな。要するに弁護側と両方。

【司会者】 両方から専門家がやってきた、ということですね。

【4番】 両方の医師か何かが、結局少し食い違う訳ですね。そうすると、同じ専門家で、同じ頭蓋骨骨折の状況がどうだったか、というような背景を判断する内容が少し違うということで、我々はどっちを信用すればいいのかと。そういう判断は、そうすると、もう一つ上の何か平等な判断を下す人が必要なのかとか。その二人のどっちが正しいと判断すべきか、そこがちょっと迷いました。

【司会者】 検察官が請求された専門家と、弁護人が請求された専門家の両方が出ていた、ということですかね。

【4番】 そうですね。両方が、ちょっと違うんですよ。頭蓋骨が割れた状況を片方はかなり衝撃が加わったと言い、片方はそんなに衝撃が加わらなくてもこういう状況はできますよとか。

【司会者】 なるほど。御自身では法廷で聞いている間、それぞれの言うこと自体は分かる訳ですよ。それで、出している結論が違う訳ですね。

【4番】 はい。ただ、その状況とか後遺症の状況とかそういうのを考えると、それがどっちなのかというのを判断できない状況ではないんですけども、ただ、ど

うして同じ医師や専門家でも違うのかと、その辺がちょっと。

【司会者】 最終的には、そのケースでは、検察官が申請された証人の証言のほうで、結論を決めるに当たって採用されたということになるんですかね。

【4番】 そうですね。

【司会者】 判決書を見ると、どうもそんな感じですね。やはり、その尋問内容自体は難しかったですか。

【4番】 内容は、要するに専門用語ですよ。実際、頭蓋骨のここにこういう力が加わったらこういう割れ方をするというのは、それは我々には分からない訳ですよ。

【司会者】 そのときは、何か画面とかを示しながらの尋問でしたか。

【4番】 頭蓋骨の状況は、一応。ただ、ここに力が加わるとここにひび割れが出ると言い、片方はそれが加わらなくてもそういうのはあり得ると。

【司会者】 そうすると、全く同じ点、争いになっている点について、専門家の見解が違っていて、それでどうして専門家同士なのに違うのかな、というような印象をお持ちになったということですか。

【4番】 そうですね。結果的には、そういう後遺症が残っている訳ですから、結果論としてはそうなっているのです。

【司会者】 最終的には、結論を出すことはできたということですね。

【4番】 そうです。

【司会者】 あと8番の方も、先ほど因果関係の関係でお医者さんが来られたのですかね。お医者さんは1名ですか、それとも2名ですか。

【8番】 1名ですね。

【司会者】 その方のお話は、いかがだったでしょうか。

【8番】 正直、素人には分かりづらかったです。もともと法律の専門用語が飛び交っている所に、更に医療関係の専門用語が混ざってきて、それだけ聞いていると正直非常に分かりづらかったというふうに記憶してます。特に、そのとき解剖に

当たられたお医者さんが証人で発言されていたのですが、余り人に丁寧に説明するというのを普段恐らくやられていないのだろうと、この結果でこうなったことについて何か疑問があるんですか、というような勢いでば一つとしゃべられて、何か私の言うことに文句ありますか的な雰囲気があつて。ちょっとそれが正しいのかどうかという、言っていることが正しいのかどうかは僕らには分からなかったのですが、もうお医者さんがそう言っているのだからそうなのでしょうね、というような感じでした。

【司会者】 そうすると、証人自身は余り丁寧に分かりやすく説明してあげようというような雰囲気はなかった、ということですか。

【8番】 そうですね。雰囲気は、感じられなかったですね。

【司会者】 そうしたら、尋問するほうも大分苦労しておられましたか。そういう方の場合、当事者も実は苦労されることがありますが。

【8番】 特に弁護側が、そのお医者さんの事務的な手続の所で、まだタイムラグがあるだとか、記載が不明確だとかそういうちょっとした所、細かいというかそういう大筋じゃない所から指摘しようとして一生懸命やられてたのですけれども、お医者さんとしては、それは枝葉の部分で何か関係あるんですかぐらいの回答で、全くかみ合っていないくてちょっと苦労されている雰囲気でした。

【司会者】 雰囲気は分かりますね。本当は、弁護人としては本筋の所を崩していかなければ、なかなか勝ち目がないという事件だと。なかなか突破できそうにないときは、割と脇のほうからほころびを探して行って、できれば中心部に迫っていきたいという尋問をされることがあつて、そういう所で、証人によっては時々不機嫌になられる方もいるという、我々の経験上、そういうことになりますけれども。

他に、専門家的な方が出てこられたという事件はありましたかね。私の手元の資料では、お医者さんあるいは税関職員が専門家かどうかは別にして、職業人ですかね、そういう方が出てこられたというのがありましたけれども。

では、両当事者の方、こういう専門家証人だとか、尋問に関連して何かお尋ねと

いうのはありますか。

【早田検察官】 8番の方の話にもあったのですけれども、いろいろ証人尋問だと、ある程度、30分なら30分の時間でいろいろな話があって、聞かなきゃいけない本当に大事な部分っていうのは、例えば冒頭陳述なりで、この証人がこんな内容を証言しましたということで、事前に、例えば検察官から説明があると思うのですが、その冒頭陳述を聞いた上で証人尋問を聞いて、検察官としての立証をリンクとして頭の中でちゃんと結びつけた形で聞けたのかどうか。検察官は、冒頭陳述でこの何とか先生がこんな証言をしてくれますから、よく聞いてくださいというようなことを多分言ったと思うのですよ。そこは、こちらとしては、事前に裁判員の皆さんに説明しているので、そこがポイントだということを事前にお示ししている訳なのですが、証人尋問を実際にやる時には、頭の中で浮かび上がってくる、ここは大事な所なんだな、というのを意識して聞けたかどうかというのはどうでしょうか。

【8番】 そうですね。初めに、死因が暴行だったかどうか争点で、暴行から敗血症になって、肺炎になって死亡したというその流れを、解剖の結果敗血症になっていて、それはこのひどい傷からきていますと、それが進んでいくと肺炎になるんです、というのがその証言の趣旨でしたので、そこはお医者さんのおっしゃっていることは多分そうなんだろうと。何でそういうメカニズムなのかは我々にはさっぱり分からなかったのですけれども、そうなんだろうねというように理解しました。

【司会者】 更に、何かあれば。

【早田検察官】 専門用語というお話があったと思うのですが、その点について、検察官側から、専門用語はこんな感じですよという解説みたいなというのは、先になかったですか。

【8番】 特に、その専門用語の解説みたいなのは、なかったと思います。

【早田検察官】 あったほうがいいな、という感想ですか。

【8番】 その専門用語の細かい説明があっても、正直よく分からないかなとい

うのはあります。医療のメカニズムというか、そこを別に我々は基礎知識がないので、この今言った専門用語が何になるのか、というようなことを細かく説明されても、こういう流れで死亡しますというのは、余り細かく言うよりも大きな流れとしてこれがこうでこうなってこうなります、だから、結果として大本はこれなんですよという、全体の流れで御説明いただいたほうが、むしろすっと入ってくるのかなと。細かい専門用語を一個一個並べていって、緻密に御説明されても、結局そっちのほうが分かりづらいな、というのはあります。

【早田検察官】 ありがとうございます。

【司会者】 よろしいでしょうか。では、松本弁護士。

【松本弁護士】 法廷での当事者からの質問と回答ということの組み合わせだけで、この人は何を質問しているのだろうかとか、どういう話について今問題になっているのかというのが分かったかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

【司会者】 弁護士が質問して、それに対する答えを例えばこういう専門家証人から得て、というようなことですか。

【松本弁護士】 それに限らず、専門的な証人だったらなおさらだと思うのですが、今、実際何を問題にしているのかというのが、その尋問の中で分かったかどうかということなんです。

【司会者】 もうちょっと具体的に教えていただくと、どういうふうになりますか。例えば、今から要するにこの事件、この証人について、こういうことを聞いていきますよというような、事前の前置きがないと分かりにくいかどうか、というような趣旨でしょうか。

【松本弁護士】 具体的に言うとそうですね。前置きがあったほうがより分かりやすかったのかとか、そういうことをお聞きしたいかと。

【司会者】 3番の方、何か。

【3番】 確かに今、おっしゃるようなこともあると思いますね。できれば、何のためにやりとりをこれから行うか、というのを初めに言っておいていただけると、

いろいろなそういうやりとりがいきなり始まるよりはいいかと。今何やっているのかという所が、たまに分からなかったようなこともあるかと。

【司会者】　　そういう記憶がありますか。それで、後になって裁判官に伺ったりということがあったのですか。

【3番】　　説明を受けたというか、そういうことがあったような気がしますね。

【司会者】　　1番の方、何か思い当たることありますか。

【1番】　　裁判長から、次の公判では裁判員の人から一つずつ質問をする機会がありますから、一人ずつ、どういうことを被告に聞きたいのか考えてきてくださいと、事前にそういうことがあったので、自分で質問することを用意しておいて、裁判員の人がみんな質問していましたけれども、そういう形式でした。

【司会者】　　それは、裁判員の方が質問ということですね。今、弁護士がお聞きになりたいのは、要するに今いろいろな尋問が行われているけども、何のために聞いているのだろうというのが分からなかったとか、もしくはそういう場面があったという御記憶があればということなのですからけれども。被告人なり証人なりに対して聞いているけども、これは何のために聞いているんだろうというような場面があったかという。

【6番】　　私の場合は、そういうようなことはなかったですね。

【司会者】　　なかったですか。6番の方は。

【1番】　　なかったです。

【司会者】　　そうですか。1番の方は、なかったですか。

【1番】　　ええ。

【司会者】　　例えば、もうちょっと質問の趣旨というか、具体的にこういう場合があるんじゃないか、というようなものをおっしゃっていただけると分かりやすいかなと思いますけど。

【松本弁護士】　　質問の具体例ですか。

【司会者】　　ええ。具体例じゃなくても、要するに今、私が申し上げたようなこ

とですが。

【松本弁護士】 一連の質問の中で、実際にここのポイントは何を聞こうとしているか、というのが分からなくなっちゃったりとか。

【司会者】 ただ、弁護人によっては、余り意図を明示しないほうが効果が上がるということで、その効果を狙って後の弁論の所でそれを位置づけるという形で質問されるケースもあるかと思うのですけれども、その辺の問題意識ですかね。

【松本弁護士】 そうですね。

【内藤弁護士】 主尋問のときに、最初に尋問をする側のほうが、何かこういう尋問をしますよ、ということで用意する「尋問事項書」という項目立てをしたものがありますが、これは事前に配られていましたでしょうか。

【司会者】 それを御記憶の方はいますか。何もなしで質問されたのか、それとも今からこういう項目順序に従って質問していきますよ、というようなペーパーが配られたかどうか、御記憶を持っておられますか。最近は配られる例が大分増えているとは思いますが。

それでは、配られていたというような御記憶のある方、手を挙げていただけますでしょうか。尋問の前、今からこの人に対してはこういうふうに聞いていきますよというような。例えば、項目に従ってメモがとれるような。

【3番】 あったと思います。

【司会者】 3番の方はあった。

【3番】 確かあったと思います。何か配られました。

【内藤弁護士】 それで、配られている場合ですけれども、その配られた書面がもっとこうだったらいいのに、というような御意見があったらお聞きしたいと思うのですけれども。というのは、今、松本のほうから何を聞いているのか分からない場面があったかどうか、というような質問があったのですけれども、そうすると、今、恐らく配られている「尋問事項書」というのは、本当に大まかに大体四つか五つぐらいに大きく分けて、後はメモ書きというものがあると思うのですけれども、

その大きな枠に、更にもう少し小見出しをつけるというか、もう少し細かくA, B, C, Dと大きい項目が四つ柱立てがあったとして、更に1, 2, 3, 4というような形でもう少し細かく、尋問でこれから話す内容というのが事前に分かれば、あるいは、話を聞きながら見ながら分かるというほうがよろしいのか。

メモをとる関係上、メモを多くとる段を大きくしてくれというふうな意見は聞いたことがあるのですが、何を聞いている、何を聞きたくて聞いているというものを、より分かりやすくするためには、もう少し「尋問事項書」を細かくしたほうがいいのかなどというふうな気持ちもちょっとあるものですから、そのあたりで何か御意見があればと思ひましてお聞きしています。

【司会者】 どなたか、御意見述べられる方、おられますか。3番の方。

【3番】 メモという話がありましたけれども、確かメモをとっていると、やたらと早く感じるというような記憶があるんですよ。

【司会者】 それは、スピードが早くてどんどん先に行っちゃうということですか。

【3番】 ええ、自分がついていけないということです。ですので、もうちょっと中身として細かいことがもう少し入っていたほうが、メモをとる量が減って、もうちょっと自分にゆとりを持ちながら聞いて考えることができるようになったかなと、今の時点では思います。

【司会者】 項目が多ければ、少なくとも質問はメモとらなくて済むんですよ。

【3番】 そうですね。

【司会者】 質問に対して、答えを書きとっていけばいいというようなことがありますけれども。ただ、そこも程度問題かなという気がするのですが。

裁判官のほうで何か感じたことはありますか。その辺について、裁判員を通じて何かそういう感想を聞いたことは。余り聞いたことはないですかね。

【井筒裁判官】 質問なのですけれども、ちょっとメモがあったほうがという方向でのお答えだったのですけれども、逆にメモがなくてもよく分かりましたよとい

う方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、そういう方の御意見も伺えるかなと思います、いかがでしょうか。

【司会者】 要するに、メモはなかったけれども、それぞれ尋問のやりとりを聞いているだけでよく分かりました、というような方はおられませんか。逆の質問になります。6番の方は、大体、尋問そのものは聞いていてお分かりになった、ということだったでしょうか。

【6番】 分かりました。

【司会者】 我々裁判官としては、裁判員の皆様の場合はどうだったかは確実に把握していませんけれども、余り一生懸命メモをとるのではなくて、まず聞くほうに集中してくださいというふうに申し上げることが多いんですね。それで、メモはおとりいただきますけれども、そのメモをとるのがすごく得意で速い方もおられれば苦手な方もおられますので、皆さんの聞きやすい形で聞いてくださいと。ただ、おとりになったほうが聞きやすいという方はどうぞおとりください、という感じで裁判員の方には申し上げます。だから、それぞれのタイプによっても聞きやすさというのは、違うのかもしれませんが。時にメモをお配りいただいたけれども、その尋問の内容の量と、その空白の大きさがマッチしていなくて、メモをとっているとあふれてしまう、というようなことがある場合もあります。

ただ、基本的には、やはり何かあったほうが、要するにここまで来ているとか、今はこの辺なんだという目安をつける意味では、何かあるほうが好ましいことが多いのかなという気がします。ただ、余り項目が細かくなりすぎますと、まさに弁護人の手持ちの尋問メモにだんだん近づいていくんですね、項目自体が。そうすると、それはそれでまた余りに細かすぎることにもなるでしょうから、皆さんが聞くのに集中できて、メモをとりたいと思えばとれるようなものということになると思うのですけれども、それはやはり、ケースバイケースで一概には言えないかなと思いますね。

ただ、例えばそこで問われる難しい用語について、漢字でどう書くのかというの

が分かりにくいときには、その項目とか、あるいは紙に書いてとか、他に専門用語を掲示しながら聞いていくとか、そういうことをされると理解が進むという所があるのかなという、経験上はそういうことが言えると思いますけれども。

他には何かありますでしょうか。尋問の聞いてもらいやすさという観点ですが。

【3番】 ちょっと、私からよろしいですか。

【司会者】 どうぞ。

【3番】 その尋問とかのやりとりを、メモに一切とらないで、後になってみんなが印刷したものをいただけるという、そういうふうなことはできないですか。

【司会者】 それはないですね。せいぜいその場でどうしても聞きたい所を録音、録画したものを呼び返してそこだけ聞くということ是可以するのですが、その日のうちにとというのは、ちょっと現状では難しいですね。

【3番】 そうじゃなくて、評議のときにですね。

【司会者】 評議のときに、証拠のやりとりをもう1回聞くということでしょうかね。

【3番】 聞くか、あるいは字で写したものを見させていただくとか。

【司会者】 それは、どうしてもここを確認したいとかいうときには聞くことができますし、現にやったことがあります。ただ、最初から全部聞き返すということは、ほとんどされていないんじゃないかと思いますね。

【3番】 ですから、全くメモをとらないような状況を前提にしておいて、後でその評議のときには、記録だけとってあるから必要になったらそれを見て何かできると、そういうのはできるのですか。

【司会者】 できますね。やったこともありますけれども。裁判官のお二人はありますか、後で尋問の内容についても一度映像を確認したというのは。日下部さんは経験ないですか。

【日下部裁判官】 ないです。

【司会者】 井筒さんもないですかね。

【井筒裁判官】 私はありまして、映像を見ながらなのですからけれども、何かキーワードを入れると、パソコンで検索して画面が飛ばせるようなことができるので、紙にはなっていないんですが、映像として確認するという作業をしましたね。

【司会者】 評議をしているときに、あの人はこういうことを言ってましたよというお話になるときに、いや違うんじゃないかっていうような話になることがあるんですね。そうすると、そこをちゃんと一致しておかないとその後の話が進んでいかないものですから、そういうポイントのみ確認したいときに、それぞれの人のメモのほうを照らし合わせるだけではちょっと解決がつかない、と言われるときがあって、そういうときはその部分だけ聞いてみましょうということで、その前後を呼び出して聞いたという経験は私にもありますので、そういうことをやっているケースは、結構あるんじゃないかなと思います。

【4番】 一つだけ。証拠書類なのですからけれども、あの中に、要するに裁判長の方は持ってらっしゃって、裁判員にはないというものがあるんじゃないかと。

【司会者】 ないですね。

【4番】 例えば私の案件だと、どこをどう逃げたというのが分かる地図が自分はずごく欲しかったんですよ。そういう地図とかいうのは、限度というのがある訳ですか、配っていいものと配っていけないものとか。

【司会者】 経験で答えて、日下部さんどうですか。今まで、例えば証拠の一部を配ったことがあるかどうかという観点で、ちょっと答えていただければ。

【日下部裁判官】 そうですね。一応、証拠というのは、法廷で読み上げられたり見せられたものが証拠なので、一つしかないですよ。ただ、それはその後の審理に生かすために、一度にみんなで見ることができませんので、今おっしゃったように、例えば現場の見取り図だとか地図などを、必要に応じてコピーをとるということは実際問題としてあります。

【4番】 あと、頭蓋骨なんかでも、要するにそのことじゃなくて、頭蓋骨全般でこういうふうになってますよというのが、何か後でどこだったかなというのが見

たい場合があるんですね。そうすると、それを見る機会というのがないような気がするのですが。

【日下部裁判官】 証拠は、いつでも見たいと思えば見られるのが本来のあるべき姿なので、我々も裁判所に上がってきた段階で評議のときにはいつでも見られるようにはしていますけれども、一つしかありませんので、裁判員と裁判官の10人ぐらいがいつも手元に置いておくというのは、確かに物理的に難しい所があるのかなど。そこは、評議のやり方とかを工夫しなければいけない所かなとは思っています。

【4番】 その見取り図とかそういうものは、コピーして配ることは可能なのですか。

【日下部裁判官】 可能です。

【4番】 分かりました。ありがとうございます。

【司会者】 この件で、特に検察官とか弁護人のほうから御質問とかないですか。

【早田検察官】 4番の方にお聞きしたいのですけれども、頭蓋骨の説明の図、あるいは地図ですか、そういったものをもう一度御覧になりたいと思った場面というのは、具体的に法廷で座っているときなのか、それとも評議のときにもう1回見たいと思ったのですか。

【4番】 両方ですね。

【早田検察官】 法廷でも、やはり1回は多分見ていると思いますが、その後にもまた何か他の人の証人尋問を聞いているときに、もう1回見直したいと思った場面があったという訳ですか。

【4番】 そういうことです。

【早田検察官】 ありがとうございます。

【司会者】 評議のときには、本来だったら、その証拠の必要なものをどこかモニターに大きく写して、みんなで見ながらということができると非常にいいのではようね。ただ、なかなかそれがうまくいかないこともあるので、時には皆さんの手

元に置いていただいて評議を進める，ということもあるにはあります。ただ，今の検察官の質問に照らしますと，尋問を進めるときに，やはりその地図か何かがこの辺にあって，それを示しながら聞いていったほうが分かりやすいというケースも場合によってはあるし，特に人の動きだとかそういうのは，身体の部位とかそういうふうな場合には，ある証拠を提示しながら聞いていったほうが趣旨として分かりやすい，という場合もあるのではないかなという御意見ですね。

では，事実関係に争いがなかった事件については，やはり刑を決めることが中心になると思うのですが，その中で，今回は被害者が参加されたというケースがありました。それで，被害者が参加されたということで，より事件についての理解が深まったのかどうか，という点についてちょっと伺いたいのですが，7番の方はいかがだったでしょうか。

【7番】 被害者が参加したことについて，僕は余り気にしなかったです。

【司会者】 今回，被害者の方が証人で出られた訳ではないのですかね。

【7番】 そうです。

【司会者】 参加人として，事件の中身を特に話されたという訳ではないのですね。

【7番】 そうです。

【司会者】 そうすると，主に被害感情か何かを述べられたということなのですね。

【7番】 非常に屈辱的であったとかいう，そういう話とかをされてきました。そういう被害者の方の話も，一応量刑の参考資料にはなったのですが。

【司会者】 6番の方，これは本国から家族の方が来られていたのですか。

【6番】 いや，ちょっとそこは意識に残っておりません。

【司会者】 そうですね。被害者が参加していたということはあったんですかね。

【日下部裁判官】 被害者の御両親，お父様とお母様が中国からいらっしゃって，法廷を傍聴していました。被害者が直接質問したりする場面はなかったですけど

も、被害者の方について弁護士さんのほうから、意見を述べたり質問したりする場面がありました。

【司会者】 あと、刑を決めるに当たって、弁護人のほうから「情状証人」というのを呼んで来て証言してもらおうケースがあると思うのですが、5番の方の危険運転致死罪については、これは御両親が来られてたのでしょうかね。

【5番】 はい、御両親です。

【司会者】 その出られたことによって、被告人の人物像とかがより分かりやすくなったとか、そういうことはありましたでしょうか。

【5番】 そうですね。結局、親がやはり自分の子どもを育てていく中で、覚せい剤をやっていたとか、その辺、親も反省しているというような情状酌量というか、そういう意味合いはあったのですが、何で今さらというふうな気もしました。小さいころからちゃんと教育すればよかったのに、なんて思ったりもして。被告人の最終弁論の中でも、ちゃんとやりますというような言い方もしていたのですが、実際にそこまでいくまでに何とかならなかったのかな、というようなことも考えました。

【司会者】 判決書を見ますと、御両親が、出てきて戻ってきたら監督しますと、立ち直らせるよう努力しますというふうに誓っておったと、そういうことも被告人の更生を期待させる事情の一つとして判決には挙げられているのですが、御両親が出られたことによって、そういうことについて、その辺の事情が出てこないよりははっきりした、というようなことはありましたでしょうか。

【5番】 出てこないよりは、両親が話をしたというのはそれなりに効果があったとは思いますが、ただ、それが判決を決めるときにそういう部分で刑を少なくするというような話は、それはそれで別問題だったのかなという気がしています。

【司会者】 あと、皆様が関与された事件の中で、もうちょっとこういう人が出てきてくれたらよかったのにとというような、事件の関係者でも家族でもいいのですけれども、こういう人が出てきて話をしてくれたら、もうちょっと分かりやすくなったのに、とかいうようにお感じになったケースは。

【6番】 私のときは、非常に感じました。

【司会者】 では、それを手短におっしゃっていただいて。

【6番】 私のケースが全てではないのですけれども、結局被告人の社長が確か唯一の証人だったと思うのですが、社長一人が、もちろん、それは弁護する立場で述べていて、何がまずいということじゃないんですけれども、それだけでして、周辺と一緒に働いていた人間の証言が全然出てこない。何でこういう形なのかと、非常に不思議に思いました。

【司会者】 事件の背景事情についてもうちょっと語ってくれば、もう少し事件全体の理解がしやすかった、ということですかね。

では、時間が大分少なくなってまいりましたので、それぞれ当事者のほうから、最後になりますが、この点だけは聞いておきたいということがあれば。

【内藤弁護士】 被害者参加の話が出ていたのでお聞きしたいのですけれども、あくまで印象として、被害者の遺族の方々が出てきて話をしたことによって、影響があったかどうかという点について、印象でしかないかと思いますがお話しいただければ。

【6番】 私は、影響があったんじゃないかと思います。

【司会者】 あと、8番の方の事件でも参加があったのですか。

【8番】 はい。被害者の親御さん、母親だったかな。それと、息子の手紙かなんかもあったような、うっすらと記憶しているのですけれども、それ自体で刑が増減したという印象はありません。

【内藤弁護士】 その被害者の方が、何かしら法廷で意見を述べられたことに対して、弁護人が何か対処した、あるいは例えば最後の弁論のときに、被害者の参加人がこういうことをおっしゃっているけど、そうではなくてこうだというような形とか、どういう形でもいいのですが、何かこの被害者参加人の活動に対して、弁護側がそれに対応したということはありませんでしたでしょうか。

【8番】 あります。

【内藤弁護士】 どのような。

【8番】 今回の場合は、やはり事件に関して極刑を望みたいということを主張するために出てきた、という言い方をしましたね。

【内藤弁護士】 それに対して、被告人を弁護する側の人間はどうでしたか。

【8番】 そっちは、余り出なかったですね。

【内藤弁護士】 そうですか。

【8番】 はい。印象ないですね。

【内藤弁護士】 そうですか。他の方はいかがでしょうか。

【7番】 私も、記憶にないですね。

【内藤弁護士】 そうですか。あるいは、もっと弁護側、被告人側のほうが、被害者参加人の発言なり意見なりに対して、もっと積極的に対応したほうがいいんじゃないか、というような認識を持たれたことはございますか。

【7番】 いや、とりあえずないです。

【内藤弁護士】 分かりました。

【司会者】 検察官、何かありますか。

【早田検察官】 主に検察官ということで構わないのですが、主張や証人尋問など、どんな場でも構わないのですけれども、検察官は検察官なりの意見をもっていろいろ主張して尋問をやっておる訳なのですけれども、印象として、言い過ぎじゃないかという印象を持たれた場面があれば、教えていただきたいというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

【司会者】 どなたでも結構です。事実の関係でそこまで言えないんじゃないかとか、刑の関係でここまで言う必要はないんじゃないかとか、検察官の主張を聞かれているのですが、そういう印象を持たれたというような場面はありましたでしょうか。どうぞ、4番の方。

【4番】 私の場合は、検察官が非常に理路整然と話をしていたのですけれども、ある場面で、被告人に対する言動とかそういったものが、かなり攻撃的に出過ぎた

のではないかと、そういう場面が多々見られましたね。

【早田検察官】 それは、被告人に質問をするときでよろしいでしょうか。

【4番】 冒頭部分と両方ですね。

【司会者】 主張として言い分を述べるときと、被告人に質問するときもということですかね。

【4番】 そうですね。

【司会者】 では、時間も迫ってまいりましたので、この辺で最後に、皆様一言ずつ御発言をしていただいて終わりにしようと思います。

皆さん、恐らく今日来ていただいたということは、それぞれのお立場でそれ相応になにがしかの意味のある経験をしていただいたのかなというふうに推察しているのですが、今後、裁判員や補充裁判員に選ばれることになる方に向けて、何か伝えておきたいというようなことがあればお話しいただければと思いますが、では、8番の方から順次おっしゃっていただこうかと思います。

【8番】 大変勉強になりましたので、ぜひ積極的に参加していただければと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番の方どうぞ。

【7番】 貴重な体験をさせてもらったと僕は思いました。ただ、僕は定年退職していて、時間があつたのでよかったですけれども、そうじゃない方もいらっしゃるだろうなというのがあつたのと、職業や性別で結構量刑が左右されるかなという気がしたので、その辺の見直しは必要なかなというのは思いました。

【司会者】 裁判員の構成のバランスということでしょうかね。

【7番】 そうですね。

【司会者】 どうもありがとうございました。

では、6番の方。

【6番】 今回のケース、反省した被告に対してまさか裁判官からこういうふう

にしろとかいう、他の団体などに対して指導するというのはできないんだと思いますけれども、例えば本件のような場合に、こういうことが起きましたよということぐらいは、裁判所から通知が行くのでしょうか。行かないのでしょうか。

【司会者】 それは、裁判所は判決以上のことは語りませんので、裁判所から特に何かするということはありません。

【6番】 こうしろああしろ、ということは無理だとしても、こういうことが発生しましたよという通知も行かない訳ですか。

【司会者】 そうですね。むしろ、こういう事件があったということで、こういう判断がされたということが報道されたり、あるいはその関係当事者の口から伝わるというようなことはあると思いますけれども、制度上、裁判所は判決以上のことは語りません。それはちょっと別の問題ですね。

【6番】 分かりました。

【司会者】 では、5番の方どうぞ。

【5番】 選ばれたというか当たって参加したのですが、すごい経験なのかなと思っているので、今後、裁判員裁判に当たった方は、自分の経験と照らし合わせながら、出席してもらいたいと思います。

【司会者】 では、4番の方どうぞ。

【4番】 ちょっと二つだけ。簡単に。

一つは、私は、裁判官も裁判長も、主観みたいなものをもうちょっと出してくれてもいいかなと。結局、我々は素人ですよ。その辺の制約みたいなものは、あるのですか。自分のこの判決について、私はこうなのですと、自分の意見をしっかりともうちょっと述べていただければよかったかなと。我々は素人なので、それはそれで判断材料の一つとして、もうちょっと何か聞きたかったです。

【司会者】 本音をもうちょっと言ってもいいんじゃないか、ということですね。

【4番】 そうです。何か遠慮しているのかなって、すごく感じました。

【司会者】 御担当になった事件のときは、そういう印象が深かったということ

ですか。

【4番】 はい。

【司会者】そこは、なかなかコメントするのが難しい所でありますけれども、ただ、我々としては、なるべく皆様の市民感覚をなるべく裁判に取り入れて、我々が今まで持っていた考え方が、少し皆さんの常識とずれているというようなことでもあれば、それを直していかなければという感じでこの事件にも関わっていると思うのですが、やや裁判官によっては余り自分の意見を押し出さずに評議を進めることもあるかもしれないですね。

【4番】 極端に言うと、もうちょっと素人と意見を闘わせてもいいような気がします。

【司会者】 分かりました。それは非常に参考になります。

【4番】 それと、私が一番感じたのは、被告人の方が高齢の場合に、出てきても面倒をみる人がいなければ再犯の可能性というのもあって、裁判所としてその再犯対策、そういう所まで考えて本当にやっているのかどうかというのはあります。

【司会者】 趣旨は、すごくよく分かります。裁判所がというよりは、その後を受けた刑務所などを運営する組織や、社会復帰後の世話を担当している法的部門ですね。どうやったら本当に再犯を防止できるのかという部分を、今いろいろ模索をしている所でありまして、裁判所としては、ずっとモニターして跡を追跡しているということはありません。けれども、国全体としては、それをモニターしていつて、そういう人が更に犯罪を犯さないようにするためにどうしてあげたらいいかということで、今施策が種々講じられつつあると思います。御意見として、非常によく分かると思います。どうもありがとうございました。

3番の方、どうぞ。

【3番】 質問なのですけれども、守秘義務というのがありますが、文章で何かここまではオーケーとか一応書いてあるのですけれども、細かい所になると、自分の中では明確でない所があるんですよ。そういうものというのは、どこで聞いたら

いいのか。そういう窓口とかあるんですか。メンタルヘルスサポートっていうのはいただいているのですけれども、今言ったようなことに関して、質問窓口などはあるんですか。

【司会者】 差し当たりは、その裁判を担当した部門ですね。ここに連絡してくださいというようなことで、裁判員には担当部署の連絡先をお伝えしておりますけれども、その担当した部門に聞いていただいて、そこを窓口にして検討した上でお答えをするということになるかと。ただ、一般論としては、その評議の場面で誰がどういう意見を言ったとか、何対何に分かれたとか、そういうことでない限りは。

【3番】 普通に、どんどんしゃべっちゃっていい訳ですか。

【司会者】 はい、法廷で行われたこととか、その評議の雰囲気とかですね。裁判官がどういう雰囲気の人だったかとか、そういうことはいいという御説明をします。要するに、誰が個別にどういう意見を言ったかとか、こういう点で対立が生じたとか、そういう評議の場面に関する出来事はおっしゃらないでいただきたいという説明を我々はしている所でありますので、説明が難しいということであれば、差し当たり最初に担当になった裁判所の部門に言っていただければと思います。

【3番】 文章として書いてあるので、多分これでぴしっといくのしょうけれども、何かその個人の中で、しゃきっと分けられる面が結局曖昧なので、人にはしゃべらないし、人からも何かしゃべっちゃいけないんだよね、というようなことを私に言ってきたりして、余りこの件に関しては触らないとかそんな感覚で、ある意味、裁判員裁判というのが広がっていかないような雰囲気が私はあると思っているんですよ。もうちょっと、何かその守秘義務というものが、もうちょっと分かりやすいければいいなど。

【司会者】 大事な論点でありますので、そういう御感想を現にお持ちの方がいるということは、参考にさせていただきます。

【3番】 自分の中でちょっと、しゃべり出したらついぼろって言うのではないかと、そういうのをちょっと思って、実はちょっと怖さがあったりとか、

諸々ありますが、法律のことは筋道立てて考えるということの勉強になると思いますので、一生の記念にもなると思いますので、仕事や家庭とかでいろいろ大変だとは思いますが、できる限り参加をしていくというのがいいんじゃないかと。参加していく人が増えることが、よりよい暮らしを築くための基礎になるかもしれないと思いますので。

【司会者】 ありがとうございます。

2番の方。

【2番】 裁判員の選出は、無作為に行われると聞いていますけれども、事件によっては、年齢や性別によって、大分量刑のほうにも影響するんじゃないかと思われるので、年齢層も性別もある程度バランスのとれた裁判員を選べるような方法がいいんじゃないかと思えますけどもね。

【司会者】 御印象としては、世代とか性別のバランスが。

【2番】 事件によってはね。

【司会者】 事件によっては、量刑にかなり影響してしまうことがあるのではないか、というような印象を持たれたということでしょうか。

【2番】 はい。

【司会者】 ありがとうございました。

では、1番の方。

【1番】 私の案件は、ドイツ人がフランスのドゴール空港から御夫婦で新婚旅行ということで成田空港に来ているんです。それで、妻のほうはお腹の中に400グラム近くの覚せい剤を飲み込んでいて、夫は約1キロ、それを末端価格になったらどれだけになるかとかいろいろ説明ありましたけども、どうして同じ行動して夫婦なのに、法廷で裁かれるときは別々なんだろうと。一緒にやれば時間も節約になるし合理的だと思いましたが、でもそれは、何か訳があつて別々なのでしょうけども。

あと、今回の経験についてはなるべく多くの人に話をして、裁判員を一生に1回

ぐらいは体験したほうが良いよって宣伝させていただきたいと思います。

【司会者】 それはぜひお願いします。どうもありがとうございました。

我々法曹三者も、今日の皆様の御発言を踏まえて、裁判員制度の運営や制度そのものをどうしていくかということについても建設的に議論して、裁判員制度をよりよいものにしていきたいと考えております。

本日は、どうも御協力ありがとうございました。以上で、終了させていただきます。

以 上